

大和市自立支援給付の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第25号

大和市自立支援給付の支給等に関する規則の一部を改正する規則

大和市自立支援給付の支給等に関する規則（平成18年大和市規則第38号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大和市自立支援給付費の支給等に関する規則

第1条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に、「障害者自立支援法施行規則」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」に改める。

第3条第2項中「第19条第2号」を「第17条第2号」に改める。

第4条第1項中「障害程度区分」を「障害支援区分」に、「障害程度区分認定通知書」を「障害支援区分認定通知書」に改める。

第4条の2第1項中「月額負担上限額」を「負担上限月額」に、「上限額」を「上限月額」に改める。

第7条第3項中「第30条第2項第1号」を「第30条第3項第1号」に改める。

第9条第1項中「障害程度区分」を「障害支援区分」に改める。

第10条第2項中「障害程度区分」を「障害支援区分」に、「障害程度区分変更認定通知書」を「障害支援区分変更認定通知書」に改める。

第15条（見出しを含む。）中「障害程度区分認定証明書」を「障害支援区分認定証明書」に改める。

第16条第4項中「第29条第3項」を「第29条第3項第1号」に、「厚生労働省令」を「都道府県（指定都市等を含む。）の条例」に改める。

第18条第5項の表第16条第4項の項読み替えられる字句の欄中「厚生労働省令」を「都道府県（指定都市等を含む。）の条例」に改める。

第22条第1項中「自立支援医療費（更生医療）支給認定申請書（新規・再認定・変更）」を「自立支援医療費（育成医療・更生医療）支給認定申請書（新規・再認定・変更）」に改める。

別表第4号様式の項中「障害程度区分認定通知書」を「障害支援区分認定通知書」に、同表第11号様式の項中「障害程度区分変更認定通知書」を「障害支援区分変更認定通知書」に、同表第16号様式の項中「障害程度区分認定証明書」を「障害支援区分認定証明書」に改め、同表第23号様式の項中「自立支援医療費（更生医療）支給認定申請書（新規・再認定・変更）」を「自立支援医療費（育成医療・更生医療）支給認定申請書（新規・再認定・変更）」に改める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第4条第1項の改正規定、第9条第1項の改正規定、第10条第2項の改正規定、第15条の改正規定並びに別表第4号様式の項、第11号様式の項及び第16号様式の項の改正規定は、平成26年4月1日から施行する。